

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	消費税引上げに伴う円滑な転嫁のための税制措置	
税 目	—	
要 望 の 内 容	<p>政府の転嫁検討本部において取りまとめられた「中間整理」を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 転嫁・価格表示に関する消費者・事業者に対する広報や相談窓口の設置</p> <p>② 円滑な転嫁のための法的措置（原則として消費税の転嫁拒否等を行えないような立法措置のあり方や、必要に応じ転嫁カルテルを独禁法の適用除外とすることを検討）</p> <p>③ 監視・検査体制の強化（積極的に独禁法・下請法の違反行為の情報収集・調査を実施するための時限的な人員の拡大など、所要の体制整備を図る）</p> <p>④ 価格表示の在り方（所管業界からの意見聴取等を通じて、事業者からの価格表示に関する要望を踏まえた総額表示義務の弾力的運用等）</p> <p>⑤ 消費税引上げの影響を受ける中小企業等のために必要な予算措置・税制措置</p> <p>⑥ 外税方式による税額計算についての端数処理の特例の創設（国税）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費税率の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、徹底した対策を講じていくことにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である。</p> <p>特に、今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である。</p> <p>(参考)</p> <p>社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月閣議決定）</p> <p>「今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくこととする。</p> <p>消費者に対する値札等における価格表示に関する「総額表示」の義務付けについては、消費者の利便性の観点や、価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することを基本とする。なお、価格表示のあり方については、「外税」、「内税」などについて様々な議論があることから、事業者間取引や相対取引等における価格表示のあり方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。」</p>		
	今回の要望に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>消費税率の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、徹底した対策を講じていくことにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境の整備を図る。</p>

		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
前回要望時の達成目標			

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		